

# 電話番号・電話転送サービスの 提供ルールに関する方向性

令和4年4月22日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部  
電気通信技術システム課番号企画室

## (卸提供の階層の把握)

項目	主な回答	検討の方向性
卸提供の回数制限の設定	(卸提供の回数制限) ●適法なサービスであっても数次で卸提供されている実態がある。 ●様々な仕入れルートがあり、自らの階層の把握は困難。  (全体) ●新規参入の阻害、優越的地位濫用や不当な規律干渉とみなされる可能性がある。 ●卸元事業者と卸先(再販)事業者の間の公正競争上の問題があり、不適切ではないか。	●卸提供の回数を一律に制限することは、適法なものであっても柔軟なサービス構築・運営を妨げることとなり、好ましくないと考えられ、更なる課題整理が必要ではないか。 ●卸元事業者が取引情報を集約・管理することは、優越的地位濫用を招くおそれがあり、公正競争上の問題があると考えられるのではないか。 ●ただし、合理的な理由により、卸元事業者が独自に卸提供の回数(再卸等)を制限することを妨げない。この場合において、不当な差別的取扱いがないように留意が必要である。
卸元事業者による卸先事業者の把握(数次の卸先を含む。)		
卸元事業者による卸先事業者の顧客を含む全ての利用者の把握・管理		

※「卸提供」とは、卸電気通信役務(他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務)の提供のことをいう。  
 なお、役務の提供が卸提供であることを必ずしも特定しない契約(例:利用約款)に基づき行われるものも含まれる。

(卸元事業者の責務)		
項目	主な回答	検討の方向性
卸元事業者による卸先事業者の適格性の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約で定めることは可能だが、法令遵守状況を事業者が判断することは困難。</li> <li>● 役務提供義務との関係の整理が必要。</li> <li>● 卸提供の拒否の運用は限定的とすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現状において、(卸先の)電気通信事業者として当然に必要な法的手続(電気通信事業の登録・届出、電気通信番号使用計画の認定)の実施状況を一定程度確認している卸元事業者は存在しており、適当な手続であると考えられる。</li> <li>● 必要な法的手続が未了である(又は登録、認定等の許認可が取り消された)場合には、卸提供そのものが卸先事業者の法令違反行為を成立させることになるため、このような場合には、当該卸先事業者に対する役務提供義務は生じないものと考えられる。</li> <li>● ただし、必要な法的手続が行われることを前提に、卸提供の準備行為として、契約を締結することが否定されるものではない。</li> </ul>
不適格者への卸提供の拒否		<ul style="list-style-type: none"> <li>● (卸先の)電気通信事業者について、公表済みの電気通信事業者一覧との照合確認は容易であると考えられる。</li> <li>● 電気通信番号使用計画の認定状況については、総務省が把握できるみなし認定も含めて公表する予定である。なお、認定から公表までにタイムラグがあること、総務省が把握できないみなし認定があることから、卸先事業者による宣誓書の提出など、当事者間での認定状況の確認も許容されるべきと考えられる。</li> </ul>
適格性の判断基準(例:電気通信事業の登録・届出、電気通信番号使用計画の認定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 届出事業者の確認は容易であるが、届出内容までは把握できない。</li> <li>● 電気通信番号使用計画のみなし認定は確認できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (卸先の)電気通信事業者について、公表済みの電気通信事業者一覧との照合確認は容易であると考えられる。</li> <li>● 電気通信番号使用計画の認定状況については、総務省が把握できるみなし認定も含めて公表する予定である。なお、認定から公表までにタイムラグがあること、総務省が把握できないみなし認定があることから、卸先事業者による宣誓書の提出など、当事者間での認定状況の確認も許容されるべきと考えられる。</li> </ul>

※役務提供義務は、電気通信事業法第25条又は第121条に基づき、基礎的電気通信役務・指定電気通信役務を提供する電気通信事業者又は認定電気通信事業者が対象であり、それらの電気通信事業者以外の者が、それらの電気通信事業者から回線提供を受けてシステムを構築し、電話転送サービスを提供する場合は対象外である。

※電気通信番号使用計画の認定状況の公表は、電気通信事業者ごと、電気通信番号の種別ごとの認定状況を明らかにすることを予定している。

## (卸元事業者の責務)の2

項目	主な回答	検討の方向性
卸先事業者の遵守事項の履行義務に関する卸契約における明記	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人確認や拠点確認義務を実施していないことが明らかである場合等に、卸提供を拒否することを卸契約に規定することは可能であるが、一義的にはエンドユーザに役務を提供する事業者の義務。</li> <li>●卸契約時の確認項目を示すことで不適正な事業者との契約の防止に資する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●卸提供であることを特定した契約においては、卸元事業者が卸先事業者に対して、卸先事業者に適用される電気通信番号の使用に関する条件の遵守を求めることは、卸元事業者自らにおける適切な番号管理を図る観点からも合理性があると考えられる。</li> </ul>
卸先事業者の履行義務に関する説明義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法令遵守等に関する情報提供は可能だが、確実に遵守させることは不可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●卸提供であることを特定した契約においては、当事者は双方とも事業者であり、消費者と事業者との間のほどの情報格差があるわけではないことから、説明義務までは不要ではないかと考えられる。</li> </ul>

## (卸先事業者の不正への対応)

項目	主な回答	検討の方向性
<p>遵守事項を履行しない卸先事業者への卸提供の停止・制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 役務提供義務との関係の整理が必要。</li> <li>● 不正の定義は明確にすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 卸先事業者に適用される電気通信番号の使用に関する条件を卸先事業者が遵守しない場合には、当該卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定を取り消すことができると考えられる。</li> </ul>
<p>卸先事業者の遵守事項の不履行に関する卸元事業者の認知可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 虚偽申告の可能性もあり、不適正利用の抑止効果は限定的。</li> <li>● 卸先事業者は卸元事業者による調査には協力すべきであるが、実効性は両者の関係性にもより、必ずしも卸元事業者が優位とは限らない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通常、卸先事業者の当該条件への遵守状況を卸元事業者自身が判断することには困難性が伴うところであるが、卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を適切に有していない(前述のように認定が取り消された)ことが明らかな場合には、卸提供を拒否することは差し支えないものと考えられる。この場合において、当該卸先事業者に対する役務提供義務は生じないものと考えられる。</li> <li>● また、このような卸提供の停止・制限が可能であることをあらかじめ卸契約で規定することが適当であると考えられる。</li> </ul>
<p>遵守事項を履行しない卸先事業者に関する総務省等への通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者が個別事案について法令上の判断を行うことは困難。</li> <li>● 業界団体として、不適正な事業者やサービスに関する情報を受け付けて、総務省に通知することは可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総務省が厳格に電気通信事業者を指導・監督すべきであり、総務省に情報が集約されることは意義があると考えられる。</li> </ul>

## (自らの顧客の不適正利用への対応)

項目	主な回答	検討の方向性
<p>卸提供であることを特定しない契約での利用者による事業用途での利用(単純再販に限らない。)の禁止・制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●無断利用を防げない。</li> <li>●虚偽申告の可能性もあり、不適正利用の抑止効果は限定的。</li> <li>●事業用途については個別の卸契約とすべき。</li> <li>●利用用途を限定することは、使用の態様を不当に制限することとなる可能性があり、不適當ではないか。</li> <li>●役務提供義務との関係の整理が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●卸提供であることを特定しない契約において、事業用途での利用を一律に禁止することは、過剰な規制になると考えられる。</li> <li>●他方、利用者が提供元に明らかにせず、事業用途で利用した場合の留意事項を利用約款に規定しておくことは、利用目的(事業用途で利用しないこと)の確認の次善策として考えられる。</li> </ul>
<p>大口利用者に対する利用目的(事業用途での利用の該当性)の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用停止スキームの適用実態も大口利用者に偏るものではない。</li> <li>●虚偽申告の可能性もあり、不適正利用の抑止効果は限定的。</li> <li>●利用者の利用目的を確認することは、不適切ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用停止スキームの適用実態を踏まえると、単純に回線数や番号数の多寡をもって規制を設けることは合理的ではないと考えられるのではないか。</li> </ul>

## (自らの顧客の不適正利用への対応)の2

項目	主な回答	検討の方向性
<p>目的外利用等に対するサービス提供の停止・制限の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通信の内容までは確認できない。</li> <li>●利用者の利用状況を確認することは、不適切ではないか。</li> <li>●電気通信設備等の運営に支障を与える行為や利用料金未納以外は判断が困難。</li> <li>●不適正利用時の対処を利用約款等に明記すべき。</li> <li>●役務提供義務との関係の整理が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●卸提供であることを特定しない契約において、事業用途での利用を一律に禁止することは、過剰な規制になると考えられる。</li> <li>●また、提供元において、利用者の詳細な利用状況を確認することは困難であり、事業用途での利用であるかどうかを適正に判断できないと考えられる。</li> <li>●なお、民法その他の法令を踏まえて、利用約款において禁止事項(公序良俗違反など)を定めている事例もあり、それらが否定されるものではない。</li> </ul>
<p>目的外利用等に対するサービス提供の停止・制限の発動要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス提供を停止・制限すべきかの判断は困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他方、電気通信事業者として電気通信番号の提供を受ける場合は、提供元の番号の適切な管理・使用に対して、自発的に協力すべきとも考えられるのではないか。</li> </ul>

## (卸先事業者の顧客の不適正利用への対応)

※ここでの不適正利用とは、顧客による虚偽申告での契約などを指す。

項目	主な回答	検討の方向性
卸先事業者の顧客の不 適正利用に対する当該 卸先事業者への卸提供 の停止・制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>●提供義務に抵触しないという整理が前提として必要。</li> <li>●サービス提供の停止・制限は卸先事業者と利用者との契約において実施されるべき。</li> </ul>	<p>●卸先事業者の顧客の不 適正利用に対しては、一 義的には当該卸先事業者が適切に対処すべきと考えられる。</p> <p><b>【再掲】</b></p> <p>●顧客の不 適正利用に関し、卸先事業者に適用される電気通信番号の使用に関する条件を卸先事業者が遵守しない場合には、当該卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定を取り消すことができると考えられる。</p>
卸提供の停止・制限にお ける卸先事業者の適正 な利用者へのサービス継 続の確保		<p>●通常、卸先事業者の当該条件への遵守状況を卸元事業者自身が判断することには困難性が伴うところであるが、卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を適切に有していない(前述のように認定が取り消された)ことが明らかな場合には、卸提供を拒否することは差し支えないものと考えられる。この場合において、当該卸先事業者に対する役務提供義務は生じないものと考えられる。</p>
卸先事業者の顧客の不 適正利用に関する卸元 事業者の認知可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●虚偽申告の可能性もあり、不適正利用の抑止効果は限定的。</li> <li>●通信の内容までは確認できない。</li> </ul>	
卸先事業者の顧客の不 適正利用に対するサー ビス提供の停止・制限の発 動要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス提供を停止・制限すべきかの判断は困難。</li> </ul>	<p>●また、このような卸提供の停止・制限が可能であることをあらかじめ卸契約で規定することが適当であると考えられる。</p>



## (電話転送サービスの不適正利用の実態)

項目	主な回答	検討の方向性
利用停止スキームにより停止された番号における回線設置事業者の電話転送サービスの利用実態	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 末端での利用実態は把握できていない。</li> <li>● 利用停止時点で自社の転送機能の利用実態はなし。</li> <li>● 利用実態があった。</li> <li>● 電話転送も一体として提供している回線での利用停止実績はない。</li> </ul>	● 利用停止スキームの対象となった番号で、回線設置者の電話転送サービスが利用されていないとも断定できないことから、引き続き、クラウドPBX以外も含めて、全ての電話転送サービスについて、不適正利用防止の取組が求められると考えられる。
利用停止スキームにより停止された番号における回線設置事業者の電話転送サービスのインターネット転送の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自社提供の発信転送での利用停止はない。回線利用者が構築する電話転送サービスにおいてインターネット区間の利用が含まれるかは把握できない。</li> <li>● 転送先電話番号があるものが多い。自社提供のクラウドPBXでは利用停止なし。</li> </ul>	

## (回線事業者とOTTの連携)

項目	主な回答	検討の方向性
OTT連携による電話転送サービスの個人への提供の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則として法人へ提供。</li> <li>●自社でOTT連携のサービスを提供していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●回線設置者とOTTの連携による電話転送サービスは、提供先(法人等)の拠点への回線提供を必須としていないものもあり、固定電話番号の地理的識別性の確保については注視していく必要があると考えられる。</li> <li>●現状、利用停止スキームの対象となったものはないが、引き続き適切な利用が求められる。</li> </ul>
OTT連携による電話転送サービスとセットでの回線提供の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>●回線提供を必須としている。</li> <li>●回線提供は必須としていない。</li> </ul>	
利用停止スキームの対象となったOTT連携による電話転送サービスの有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用停止したものはない。</li> </ul>	

## (電話回線の提供形態)

項目	主な回答	検討の方向性
電話回線(電話番号)の提供形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ほとんどが利用約款による提供。</li> <li>●利用約款で事業用途での利用を制限することが効果的。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●卸提供であることを特定しない契約において、事業用途での利用を一律に禁止することは、過剰な規制になると考えられる。</li> </ul>
卸契約の事業形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>●卸契約はグループ会社への提供に限定。</li> <li>●提供先が電気通信事業者としてサービス提供を行うと自ら整理している場合に卸契約とする。</li> <li>●サービス約款に紐付ける形での相対契約により卸提供。</li> <li>●再販事業を想定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他方、提供先が事業用途で利用しようとするのが明らかな場合は、提供先に必要な法的手続(事業の登録・届出、電気通信番号使用計画の認定)の実施状況を確認した上で、卸提供であることを特定した契約に切り替え、卸先事業者に適用される電気通信番号の使用に関する条件を遵守事項として求めることが、一案として考えられる。</li> </ul>
卸契約による提供を想定していない場合の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ビジネス上の観点から。</li> <li>●卸提供の要望があれば、検討の上で提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●このため、提供元と提供先の間での良好な連絡体制の構築が求められる。</li> <li>●上記のような契約の切替えは、役務提供義務に反しないと考えられる。</li> </ul>

(大口利用契約)		
項目	主な回答	検討の方向性
大口利用の契約ルールにおける有効な閾値(回線数・番号数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用停止番号に係る卸先事業者よりも、大企業による自家利用の方が回線数・番号数が多いのが実態であり、閾値を設ける意義は乏しい。</li> <li>●回線数等による閾値は必ずしも有効でない。</li> <li>●与信チェックや保証金の仕組みはある。</li> <li>●優良顧客への影響が大きく、一律のルール設定は難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用停止スキームの適用実態を踏まえると、単純に回線数や番号数の多寡をもって規制を設けることは合理的ではないと考えられるのではないか。</li> </ul>
付加番号(回線に紐づく基本番号に追加して提供される番号)の提供数に関する制約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用停止番号に係る卸先事業者よりも、大企業による自家利用の方が回線数・番号数が多いのが実態であり、提供数に制約を設ける意義は乏しい。</li> <li>●回線数等による閾値は必ずしも有効でない。</li> </ul>	
データセンター等への回線設置に関する手続創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住所ではデータセンター等かどうかを判断しがたい。</li> <li>●データセンター等への回線設置の有無のみでは不適正利用を判断できない。</li> <li>●利用停止回線がデータセンターに設置されていた事例がほぼない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必ずしも回線設置場所で不適正利用の有無が決まるものではないことから、不適正利用の防止に有効な手続にはならないのではないかと考えられる。</li> </ul>

(「DRAFT ECC REPORT 338」より抜粋)

## 4.2 APPROACH IN FRANCE



Autorité de régulation des communications électroniques, des postes et de la distribution de la presse (ARCEP) has taken several decisions throughout the years to combat CLI spoofing. The first one was taken in 2012 [13] in order to prevent Wangiri from premium rate numbers and ended by forbidding the use of premium rate numbers (starting in France by 089) as a CLI.

Then, ARCEP modified in 2018 and in 2019 its current decision regarding the French numbering plan. In these decisions, some recommendations have been made to reduce fraudulent calls using spoofed CLIs:

- for calls or messages with a French geographic or non-geographic number received through an international interconnection (outside the EU), ARCEP concluded that it is justified that operators are allowed to block the routing of these calls or messages;
- for calls or messages sent from automated systems (national and international), it is forbidden to use mobile numbers as a CLI from the 1 August 2019. The same interdiction will be in place for geographic and fixed non-geographic numbers from the 1 January 2021. A dedicated numbering range is available for calls and messages from automated systems.
- the phone number used as a CLI must be a part of a range assigned by ARCEP, a number assigned by an operator to an end-user and the number must allow, during the period of assignment of the phone number, to contact the user who made the call or message.

ARCEP has also, in the same decision, forbid the sub-assignment of new numbers for non-geographic and mobile numbers since the 1 August 2018 (it will become effective for geographic numbers the 1 January 2023), and asks each year every French operator to give the list of every sub-assigned number.

ARCEP(電子通信・郵便・出版流通規制機関)は、非地理的識別番号と携帯電話番号については2018年8月1日から(地理的番号については2023年1月1日から)新規番号の2次割当てを禁止するとともに、毎年、全事業者に対して2次割当てされた全番号リストの提出を求めています。